

Ⅱ. 家屋

記載事項の説明

1 納税義務者数に関する調

- (1) 納税義務者数については、各市町村における数値を合計した。
- (2) 「大都市計」とは、平成 26 年 1 月 1 日における地方自治法第 252 条の 19 条 1 項の指定都市及び東京都特別区の数値を合計したものである（以下の調において同じ。）。

2 総括表

「非課税家屋」とは、地方税法（以下「法」という。）第 348 条の規定によって固定資産税を非課税とされる家屋をいう。棟数は、一棟の家屋に課税部分と非課税部分とがあるものについては、課税部分及び非課税部分をそれぞれ一棟とした。

3 所有者区分による家屋に関する調

- (1) 法第 348 条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。
- (2) 個人及び法人が共有する家屋については、次によった。
 - (ア) 「床面積」及び「決定価格」については、個人に係る持分及び法人に係る持分によりあん分してそれぞれ個人分及び法人分に計上し、持分による区分が困難な場合には、実態に応じ、主たるものを認定し、個人又は法人のいずれかに計上した。
 - (イ) 「棟数」については、(ア)における持分によるあん分をした場合は個人分に計上し、持分による区分が困難な場合には、実態に応じ主たるものを認定し、個人又は法人のいずれかに計上した。

4 木造家屋に関する調

- (1) 法第 348 条の規定によって固定資産税を非課税とされるものを除いた。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、所有者が同一であっても木造家屋と木造以外の家屋とに区分した。
- (3) 「棟数」とは、家屋を評価する場合における計算単位となる家屋の数をいう。
- (4) 「家屋の種類」は、固定資産評価基準の適用区分によった。
- (5) 「附属家」には、酪農舎及び簡易附属家を含むものである。
- (6) 「併用住宅」の「棟数」は、同一家屋について「住宅部分」とそれ以外の「その他の用の部分」ごとにそれぞれ一棟とした。「計」は、「住宅部分」に係る数値のみを計上した。
- (7) 「併用住宅」の「床面積」及び「決定価格」は、当該家屋に共用部分があるときは、「床面積」については、当該共用部分の床面積をそれぞれの部分の床面積である分し、「決定価格」については、決定価格をそれぞれの部分の床面積である分した。

5 木造以外の家屋に関する調

- (1) 「家屋の種類」の「その他」とは、「事務所・店舗・百貨店・銀行」、「住宅・アパート」、「病院・ホテル」及び「工場・倉庫・市場」に該当しないもの並びに蚕室、温室、物置、畜舎、たい肥舎、車庫及び便所等の簡易な構造のものをいう。
- (2) 同一家屋を二種類以上の用途に供している場合においては、該当するそれぞれの種類ごとに区分して記載するものとするが、この場合における取扱いは次によった。
 - (ア) 「棟数」は、それぞれの種類ごとに一棟とし、主たる用途の種類のもは「棟数」に計上し、主たる用途の種類以外の種類のもは「主たる用途以外の棟数」に計上した。
 - (イ) 「床面積」については、共用部分がある場合においては、当該共用部分の床面積をそれぞれの種類ごとの床面積である分した。

- (3) 構造別の「その他」とは、「鉄骨鉄筋コンクリート造」、「鉄筋コンクリート造」、「鉄骨造」、「軽量鉄骨造」及び「れんが造・コンクリートブロック造」以外の造りの家屋（例：アルミニウム造、強化ポリエステルパネル造等）をいう。
- (4) 上記以外の事項については、「4 木造家屋に関する調」の例によった。

6 新增分家屋に関する調

- (1) 平成 25 年 1 月 2 日から平成 26 年 1 月 1 日までの間における新築家屋及び増築家屋（当該増築部分のみをいう。）について計上した。
- (2) 「棟数」の「総数」には、増築家屋に係る数値も含んでいる。
- (3) 「うち増築分」は、各欄に記載された数値のうち、それぞれ増築分に係る数値を内書きした。
- (4) 「家屋の種類」は、(1)木造家屋については「4 木造家屋に関する調」、(2)木造以外の家屋については「5 木造以外の家屋に関する調」の例によった。

7 課税標準額等に関する調

- (1) 法第 349 条の 3、法附則第 15 条、第 15 条の 2、第 15 条の 3 及び第 56 条の 2 の規定（旧法の規定によるものを含む。）により課税標準の特例措置の適用を受ける家屋について計上した。
- (2) 課税標準額が法定免税点（20 万円）以上となる家屋についてのみ計上した。
- (3) 「課税標準の特例により減額になる額」は、決定価格に「1－特例率」を乗じて求めた。

8 法附則第 15 条の 6 等の規定による軽減税額等に関する調

- (1) 法附則第 15 条の 6 から 10 の規定（旧法の規定によるものを含む。）により固定資産税額を減額されることとなった家屋について計上した。
- (2) 「個数」は、共同住宅及び区分所有者に係る住宅にあつては、軽減措置の適用を判定する部分ごとにそれぞれ一個（人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分を一個とし、附属部分を含んで判定する場合はあわせて一個）と

した。

- (3) 「床面積」は、固定資産税額を減額されることとなった家屋の総床面積のうち、軽減額の算出の基礎となった床面積である。
- (4) 「合計」における個人及び法人の区分に当たっては、「3 所有者区分による家屋に関する調」の例によった。

9 法附則第 56 条等の規定による軽減税額等に関する調

- (1) 第 56 条第 11 項、第 14 項、平成 22 年附則第 11 条第 23 項、平成 23 年附則第 7 条第 31 項、第 32 項、平成 24 年附則第 8 条第 13 項及び平成 25 年附則第 11 条第 4 項、第 6 項の規定により、固定資産税額を軽減されることとなった家屋について計上した。
- (2) 「個数」は、軽減措置の適用を判定する部分ごとにそれぞれ一個とした。
- (3) 「床面積」は、固定資産税額を減額されることとなった家屋の総床面積のうち、軽減税額の算出の基礎となった床面積である。
- (4) 「軽減税額」は、第 56 条第 11 項、第 14 項、平成 22 年附則第 11 条第 23 項、平成 23 年附則第 7 条第 31 項、第 32 項、平成 24 年附則第 8 条第 13 項及び平成 25 年附則第 11 条第 4 項、第 6 項の規定により軽減された税額である。

なお、法附則第 15 条の 6 等の適用を受け、かつ、第 56 条第 11 項、第 14 項、平成 22 年附則第 11 条第 23 項、平成 23 年附則第 7 条第 31 項、第 32 項、平成 24 年附則第 8 条第 13 項及び平成 25 年附則第 11 条第 4 項、第 6 項の適用を受ける場合は、「法附則第 15 条の 6 等の適用のあるもの」に法附則第 15 条の 6 等の適用後の固定資産税額を基に算出された軽減税額を計上し、法附則第 15 条の 6 等の適用分については「8 法附則第 15 条の 6 等の規定による軽減税額等に関する調」に計上した。

- (5) 法附則第 56 条第 11 項、第 14 項、平成 22 年附則第 11 条第 23 項、平成 23 年附則第 7 条第 31 項、第 32 項、平成 24 年附則第 8 条第 13 項及び平成 25 年附則第 11 条第 4 項、第 6 項の軽減率に変更はないが、法附則第 15 条の 6 等の軽減期間が終了することにより、軽減額算出の基となる額が変わるものについては、「平成 26 年度で第 15 条の 6 等のみ軽減期間の終了するもの」に記載した。

- (6) 平成 22 年附則第 11 条第 23 項の軽減率に変更があるもの（最初の 4 年間 1 / 2、その後 2 年間 1 / 3 のうち 4 年目のもの）は、「平成 26 年度で軽減期間が終了するもの」の「法附則第 15 条の 6 等の適用のあるもの」又は「法附則第 15 条の 6 等の適用のないもの（1 / 2）」に減額割合の変更による差分を記載した。
- (7) 平成 22 年附則第 11 条第 23 項の軽減期間が終了するものは、「平成 26 年度で軽減期間が終了するもの」の「法附則第 15 条の 6 等の適用のあるもの」又は「法附則第 15 条の 6 等の適用のないもの（1 / 3）」に記載した。

10 法附則第 55 条及び第 55 条の 2 の規定による軽減税額等に関する調

- (1) 法附則第 55 条第 4 項、第 6 項、第 8 項及び第 55 条の 2 第 4 項、第 6 項、第 8 項の規定による減額課税区域内に所在する家屋について計上した。
- (2) 「個数」及び「床面積」の取り扱いは「9 法附則第 56 条等の規定による軽減税額等に関する調」の例によった。
- (3) 「軽減税額」は、法附則第 55 条第 4 項、第 6 項、第 8 項及び第 55 条の 2 第 4 項、第 6 項、第 8 項の規定により減額された額である。

なお、法附則第 15 条の 6 等の適用を受け、かつ、法附則第 55 条第 4 項、第 6 項、第 8 項及び第 55 条の 2 第 4 項、第 6 項、第 8 項の規定の適用を受ける場合は、「法附則第 15 条の 6 等の適用のあるもの」に法附則第 15 条の 6 等の適用後の固定資産税額を元に算出された軽減税額を計上し、法附則第 15 条の 6 等の適用分については「8 法附則第 15 条の 6 等の規定による軽減税額等に関する調」に計上した。